

手数料に関する規則の一部改正 新旧対照表

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(DVP 決済手数料)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項のDVP決済手数料は、当社が、当該DVP参加者から業務方法書第40条第2項の規定により清算対象取引に基づく債務の引受けを行った場合における当該清算対象取引の件数に<u>30円</u>を乗じて得た金額とする。</p> <p>3 当社は、必要があると認めた場合には、取締役会の決議により、当該取締役会の決議の日の属する営業年度中の当社が定める期間について、前項に規定する清算対象取引の件数に乗すべき金額を<u>30円未満</u>に変更することができる。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成18年4月1日から施行する。</p> | <p>(DVP 決済手数料)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 前項のDVP決済手数料は、当社が、当該DVP参加者から業務方法書第40条第2項の規定により清算対象取引に基づく債務の引受けを行った場合における当該清算対象取引の件数に<u>35円</u>を乗じて得た金額とする。</p> <p>3 当社は、必要があると認めた場合には、取締役会の決議により、当該取締役会の決議の日の属する営業年度中の当社が定める期間について、前項に規定する清算対象取引の件数に乗すべき金額を<u>35円未満</u>に変更することができる。</p> |